

国民年金保険料の社会保険料控除についてお知らせします

国民年金保険料は、納付した全額が所得税と市・道民税の社会保険料控除の対象となります。

確定申告などで社会保険料控除の適用を受けるには、日本年金機構が発行する『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』または『領収書』の添付が必要です。

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』の送付時期

国民年金を納めた期間によって、日本年金機構から証明書が送られる時期が異なります。

・平成27年1月1日から9月30日までに納付した方：平成27年11月上旬に日本年金機構から発送済み

・平成27年10月1日から12月31日までに初めて納付した方：2月上旬に日本年金機構から発送予定

※平成27年11月に送付された方には、2月には送付されません。

○平成27年に国民年金保険料を2年前納した方へ

2年前納で納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、次のいずれかの方法1つを選択できます。

①全額を納めた年に控除

②各年分の保険料に相当する額を各年に控除

※詳しくは、問い合わせください。

▼問い合わせ

室蘭年金事務所（☎247104）

所得税・復興特別所得税の確定申告、市・道民税申告を忘れずに

▶申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)

※所得税の還付となる確定申告、市・道民税申告は、2月16日より前でも申告をすることができます。

▶受付場所・日時

・室蘭税務署受け付け（確定申告）

場 所	日 時
室蘭税務署 室蘭地方合同庁舎2階	2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く) 9時～17時

※会場が混雑している場合は受け付けを早めに切り上げることがあります。16時頃までにお越しください。

・登別市受け付け（確定申告、市・道民税申告）

場 所	日 時
市役所本庁舎3階第1会議室	3月15日(火)まで (土・日曜日、祝日を除く)
市役所本庁舎1階6番窓口	2月21日(日)・28日(日) (休日申告)
鷺別公民館	2月22日(月)～24日(水)
登別温泉ふれあいセンター	2月26日(金)
婦人センター	2月29日(月)、3月1日(火)

※事業所得などの確定申告は受け付けません。

※次に該当する方は電話で市・道民税申告をすることができます。医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度）の保険料（料）の算定や市が行う医療助成の受給者証交付などに影響がありますので、該当する方は忘れずに税務グループにご連絡ください。

・平成27年中の収入が無かった方
・収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方

・収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

▶持ち物 印鑑（シャチハタ不可）、前年の収入金額を証明する書類（原本）、各保険料控除証明書類、障害者手帳、通帳（還付金が発生する場合）など

▶問い合わせ 税務グループ（☎1155）
室蘭税務署（☎224151）

室蘭税務署からのお知らせ

消費税・地方消費税、贈与税の確定申告は、次の期間で受け付けています。

・個人事業者の方の消費税・地方消費税… 3月31日(木)まで

・贈与税… 3月15日(火)まで

※贈与税の申告期間について、広報のぼりべつ1月号で3月16日(水)までとお知らせしていましたが、室蘭税務署から訂正がありました。申告期間は3月15日(火)までです。